

令和6年度 第1回  
認定実務実習指導薬剤師養成講習会（新規・更新）開催案内  
【現地開催】

薬学教育委員会

認定実務実習指導薬剤師になるためには、ワークショップと座学講習会を修了する必要があります。  
この度、座学講習会（日本薬剤師研修センター作成のDVD講習）を下記のとおり開催します。  
新規に認定実務実習指導薬剤師を希望される方、また更新講習として受講を希望される方は、受講資格等、  
下記留意事項をご確認の上、お申込みください。

記

1. 日 時 令和 6年 7月28日（日）
- ・ 新規：9：30～12：50
  - ・ 更新：10：30～11：30

※時間厳守。遅刻・途中退回は認められません。

2. 場 所 山口県総合保健会館 2F 第1研修室（山口市吉敷下東3-1-1）  
定員：100名（先着順）

3. プログラム

時 間	内 容	
9：30～ 9：35	開会挨拶、本日の流れの説明	
9：35～ 10：27	講座①	薬剤師の理念（52分）
10：30～ 11：30	講座②-1 講座②-2	【更新】 講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム（25分） 薬学実務実習に関するガイドライン（31分）
11：30～ 11：35	休憩	
11：35～ 12：50	講座③-1 講座③-2 講座③-3	学生の指導（法的問題）（28分） 学生の指導（OBEに基づいた薬局実務実習の進め方）（23分） 学生の指導（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに 準拠した病院実習）（24分）
終了後	【新規】成果報告書の作成と提出、受講証の交付	

更新講習

新規講習

4. 受講料

テキスト代300円（消費税10%込み、会員・非会員共通）を当日徴収します。

会員受講料：無料

非会員受講料（1講座につき500円）（消費税10%込み）を当日徴収します。

\*お釣りのないようお願いします

5. 申し込み方法 下記の留意事項、受講資格をよくご確認の上、以下の申込フォームにアクセスの上、お申し込みください。

URL から申込みされる方→ <https://forms.gle/EXpDPamEjxdsnqby6>

QR コードからお申込みされる方はこちら→



## 6. 留意事項

- 新規の方は、各講座ごとに成果報告書を作成し、提出していただきます。成果報告書と引き換えに受講証を交付いたします。
- 申し込みは先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。  
申込締切後にお申込みのあった場合はお断りの連絡をさせていただきますのでご了承ください。

### • 申込締切日：6月28日（金）厳守

※病院・薬局実務実習九州・山口地区調整機構にあらかじめ受講者名簿を提出する関係上、締切日は厳守でお願いします。

- 当日の急な欠席等の連絡は、担当理事：古賀（090-7781-5607）までご連絡ください。
- 次回開催は、12月15日（日） 現地開催の予定です

## 7. 受講資格（一般社団法人薬学教育協議会「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」抜粋）

### 5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。なお、以下の「薬剤師実務経験」は、薬剤師名簿への登録年月日以降で i) 病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり 3 日以上かつ 20 時間以上の場合に限るものとし、かつ、 ii) 大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものは含まないものとする。

#### ①実務経験

薬剤師実務経験が 5 年以上あること。

なお、6 年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が 3 年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。ただし、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が 5 年以上となってからでなければ行うことができない。

#### ②勤務状況

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して 3 年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が 1 週間当たり 3 日以上かつ 20 時間以上の場合に限る。）している者であること。

#### ③勤務先等の望ましい条件

##### ア. 病院の場合

(ア) 薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していることが望ましい。

(イ)病棟薬剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。

(ウ)一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していることが望ましい。

#### イ. 薬局の場合

(ア)薬学実務実習に関するガイドライン（平成 27 年(2015 年)2 月 10 日薬学実務実習に関する連絡会議）が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていることが望ましい。

(イ)「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。

(ウ)改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムに示された「代表的な疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう。）」に関する症例を実習できる体制を整備していることが望ましい。

(エ)薬剤師賠償責任保険に加入していることが望ましい。また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。

#### (補足)

※受講資格を満たすことなく受講して交付された受講証は無効となります。

※産休・育休や病気療養などの休暇を取得した場合、『継続的に薬剤師業務に従事』したことになりません。

※今回の養成講習会（新規）受講証の有効期限は6年間です。

※認定日から5年経過した時点で更新講習を受けることができます。

## 8. 問い合わせ先

山口県薬剤師会 事務局

〒753-0814 山口市吉敷下東 3-1-1 山口県総合保健会館4F

TEL : 083-922-1716

MAIL : office@yama-yaku.or.jp